

変額年金保険の年金支払にかかる遅延利息の追加支払について

住友生命保険相互会社（社長 佐藤 義雄）では、変額年金保険の初回年金お支払い手続きにおいて、年金自動送金システムのプログラム設定ミスにより、支払遅延利息のお支払いが必要となる契約があることが判明いたしました。

このような事態が発生し、お客さまならびに関係者の皆さまにご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

1. 概要

平成24年10月にプログラム変更した変額年金保険の年金自動送金システムにおいて、年金額に係る支払遅延利息金額を算定するプログラムの設定ミスが判明いたしました。

これにより、一部のご契約について支払遅延利息のお支払いがされていなかったことが判明しております。

支払遅延利息の追加支払が必要なお客さま（※）

2,593名（2,626件）、金額 873,288円（一人平均337円）

（※）契約日が平成15年4月1日以前のご契約、かつ、年金支払開始日が平成25年1月1日（今回お支払日：平成25年1月8日）のご契約（以下「本契約」と記載します）が支払遅延利息の追加支払対象契約となっております。

- ・変額年金保険の年金支払日（お客さまの口座着金日）は年金支払開始日の2営業日後としているため、「本契約」における年金のお支払日は平成25年1月8日となっております。
- ・一方で、「本契約」の当社約款に基づく年金支払期限は年金支払開始日の翌日から起算して5日以内であり、支払期限は平成25年1月7日となります。
- ・よって、本来であれば年金と共に支払遅延利息（1日分：年利6%）のお支払いをすべきでありましたが、支払遅延利息の計算がされず、年金額のみをお支払いしていたものです。

2. お客さまへの対応

該当のすべてのお客さまに対しましては、速やかに本件発生のお詫びおよび以下の対応内容のご説明を記載したご案内文書を郵送しております。

- ・該当のすべてのお客さまに対して、支払遅延利息額を平成25年3月25日付でお支払いすること。
- ・支払遅延利息の追加支払いを行うお客さまからのご照会を承る専用フリーダイヤルを設置していること。

3. 発生原因と再発防止策

変額年金保険の年金自動送金システムを変更する際にシステム設計ミスを起こしたものであり、今後こうした事態が発生しないようシステム開発時のチェック態勢を一層強化していくことで、再発防止に努めてまいります。

<お客さま専用 お問合せ窓口>

住友生命保険相互会社 満期年金室 年金グループ

電話番号：0120-307-380（通話料無料）

受付時間：月～金曜日（祝日除く）9:00～17:00

以上